

警察本部長

各部長・参事官・所属長

見出しの要領を次のとおり制定し、平成14年4月1日から施行することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

記

1 趣旨

この要領は、出資法人の情報公開に関し、出資法人の情報公開に関する規程（平成14年千葉県公安委員会規程第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 出資法人の指導

（1）出資法人を所管する課長（以下「所管課長」という。）は、所管する出資法人に対し、条例に準じた当該出資法人の情報公開に関する規程を設けるよう指導するものとする。

（2）所管課長は、所管する出資法人の情報公開の運用等に関し、出資法人からの求めに応じ、必要な助言・指導を行うものとする。

3 総務部広報県民課長の調整

総務部広報県民課長（以下「広報県民課長」という。）は、出資法人に対する指導について、適正かつ統一的な実施を図るため、所管課長及び知事の補助機関と必要な調整を行うものとする。

4 実施状況の報告

所管課長は、所管する出資法人の前年度における情報公開の実施状況を取りまとめ、毎年4月末日までに別記様式により広報県民課長を経由し、本部長に報告するものとする。

別記様式省略